

令和 8 年度宮野浦配水池昇降梯子修繕工事

特 記 仕 様 書

庄内広域水道企業団

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、標記工事の施工についての特記事項の仕様を示すもので、ここに記載のないものについては、

- ① 山形県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（最新版）」
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「同（機械設備工事編）」、（最新版）

によるものとする。

優先順位は、本特記仕様書、上記①、②の順序とし、取扱いに疑義が生じた場合は、そのつど監督職員と協議すること。

第2条 工事名・工事場所

工 事 名：令和8年度宮野浦配水池昇降梯子修繕工事

工事場所：酒田市宮野浦地内

第3条 提出書類

受注者は、契約書に定めるもののほか次の書類を提出しなければならない。

- (1) 工程表（契約後）
- (2) 施工計画書（施工前）
- (3) 工事打合簿（随時）
- (4) 材料承諾願（工事打合簿として提出。材料発注前）
- (5) 完成通知書（完成時）
- (6) 完成書類（完成時）
- (7) 目的物引渡書（完成検査後）
- (8) その他、監督職員の指示したもの

第4条 施工計画書

あらかじめ工事实施に必要な施工計画書を提出し、監督職員と協議すること。記載事項は共通仕様書による。また、施工計画書に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関連するものについて変更計画書又は工事打合簿を提出し協議すること。

第5条 建設副産物についての取り扱い

- (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（いわゆる「建設リサイクル法」平成12年法律第104号）及び「山形県建設リサイクル指針」（平成14年4月制定）に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。
- (2) 工事により指定副産物が発生した場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者へ持ち込むなど適切に処理するものとする。なお、搬出完了後はマニフェストの写しを提出すること。

第6条 段階確認の実施

本工事において、以下の項目について段階確認のため立会を行うものとする。

項 目	実施段階	確認内容
材料確認	現場施工前	主な材料の規格・数量の確認
状況確認	アンカー施工	施工状況確認
状況確認	梯子施工後	施工状況確認

第7条 安全・訓練等の実施

労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に下記の実施項目の中から選択し現場における安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等による視覚教育
- (2) 安全関係法令等の周知
- (3) 工事内容等の周知
- (4) 安全衛生活動に関する手法の修得
- (5) 作業内容と安全目標の徹底および実践指導
- (6) 災害対策訓練
- (7) 本業務現場で予想される事故対策
- (8) その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 工事施工中の安全衛生

工事施工中の安全衛生は、建設工事公衆災害防止対策要綱によること。

第9条 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第10条 実施状況の確認

安全・訓練等の実施状況については、工事写真に添付し監督職員に提出するものとする。

第11条 工事標識等

工事名標示板に記載する工事種類及び工事内容については、後述に記載する「第11条別紙 工事名標示板に関する事項」を参照するものとする。

第 12 条 工事内容

(1) 梯子制作 1 式

① 一般事項

用途：配水池への昇降

製品種類：1 連はしご（固定式）

安全対策：リアサークル

② 材料・材質

本体、リアサークル：ステンレス

ステップ：ステンレス（滑り止め加工）

連結部材：ステンレス製ボルト（HST4-R M12-105mm）

③ 寸法・構造

全長：6,600mm + 4,800mm

幅：400mm

ステップ間隔：300mm

(2) 梯子設置工 1 式

ロープアクセス（無足場）工法による設置とする。

※労働安全衛生規則ロープ高所作業遵守

施工管理は、産業ロープアクセス業者協会（IRATA）のレベル 3 を取得した技術者が
行い、レベル 1 以上の資格取得者が作業を行うこと。

【作業内容】

エッジ保護・養生

鉄筋探査

既設梯子撤去

コンクリート穿孔

アンカーボルト打設

梯子本体建込み固定

アンカー引張強度試験

その他必要な作業

第 13 条 下請負人等の選定

(1) 受注者は、下請け契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(2) 受注者は、工事材料に係わる納入契約を締結する場合、当該契約の相手方は酒田市内に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は地域・地場で生産及び販売されるものを選定するよう努めなければならない。

第 14 条 受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入等

(1) 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約を除く。以下「二次以降下請契約」という。）の相手方とし

ないよう努めなければならない。

①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- （２）受注者は、前項にかかわらず社会保険等未加入建設業者を二次以降下請契約の相手方とする場合は、あらかじめ発注者に契約の相手方とする理由を添えて報告しなければならない。

第 15 条 法定外の労災保険の付保

- （１）本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- （２）受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

第 16 条 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

１．本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の 1）～ 8）の要件を全て満たさなければならない。

- （１） 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （３） 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （４） 同一の監理技術者を配置できる工事は、同時に 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
- （５） 監理技術者が兼務できる工事は、庄内地区内の工事とする。
- （６） 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （７） 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （８） 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

２．本工事の監理技術者が専任特例 2 号の監理技術者として兼務することとなる場合、第 1 項の（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。なお、提出書類は、山形県県土整備部建設企画課のホームページを参照のこと。

（ https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html ）

山形県県土整備部建設企画課ホームページ 「入札・契約関係様式ダウンロード」

⇒「監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱いについて」

3. 本工事において、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第17条 情報共有システムの利用

- (1) 本工事は、情報共有システムの利用対象工事であり、帳票等の処理については、原則、情報共有システムにより行うものとする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、情報共有システムを利用することが困難と判断された場合は、この限りでない。
- (2) 情報共有システム利用に係る費用は、共通仮設費の率分に含まれるため、登録料及び利用料については、受注者が支払うこと。
- (3) 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
- (4) システムの利用要領及び運用ガイドラインについては、山形県のホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp>)から入手できる。

第18条 ワンデーレスポンス

- (1) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- ・「ワンデーレスポンス」とは
- 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- (4) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第19条 ウィークリースタンス等の推進

- (1) 本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。
- (2) 打合せ時間の配慮
- 受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。
- (3) 作業依頼の配慮
- ① 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ② 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- ③ 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
- (4) ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

(5) 留意事項

- ①緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- ②設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

第21条 週休2日確保工事

本工事は、月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

- 2 発注者は、当初（発注）時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。

なお、4週6休、4週7休の経費の補正は、令和6年3月末に廃止となっている。

- 3 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行するものとする。
- 4 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。
明示の方法は、「第11条別紙 工事名標示板に関する事項」をする参照するものとし、監督職員と協議し決定する。

第21条 特記事項

- 1 作業中、設備に不具合が生じた場合は、直ちに監督職員に状況を報告すること。
- 2 仕様書に記載のない事項であっても、施工上必要と認められるものについては監督職員に報告の上、受注者の責任において実施すること。
- 3 作業遂行上疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。
- 4 施工時期については監督職員と調整のうえ計画すること。（施工時は配水池の水位を下げる必要があることから、施設管理業務受託者が実施する配水池清掃と日程を調整し、本工事施工後に清掃が入る計画とすること）

第 1 1 条別紙 工事名標示板に関する事項（安全確保関係）

- 1 工事名標示板に記載する、工事種類及び工事内容の説明は下記のとおりとする。
 - （１）工事の種類 水道施設工事中
 - （２）工事内容の説明 昇降梯子の更新を行っています

- 2 工事名標示板の大きさは、高さ 1 4 0 cm×幅 1 1 4 cmを標準とするが、現場の実情に合わせて大きさを変更する際は、監督職員と協議するものとする。